

環廃対発第1404019号
平成26年4月1日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成25年度以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

なお、改正の趣旨は下記のとおりである。

記

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）が示す3Rの推進、災害対策や地球温暖化対策の強化、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保等の方向性に沿って、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業等を重点化するものであること。
2. 貴管内市町村におかれては、本改正の趣旨に鑑み、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条の3に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第

5条の2に規定する基本方針に沿って循環型社会形成推進地域計画を作成するようお願いすること。

3. 交付対象事業等の改正

1. 及び2. の趣旨を踏まえ、下記のとおり、交付対象事業等を改正すること。

- (1) エネルギー回収推進施設及び高効率ごみ発電施設を、平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設整備に関する計画支援事業を平成25年度以前に実施している場合のみ交付対象事業とすること。
- (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設を、新たな交付対象事業とすること。(ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギー回収に必要な設備に係る交付率1/2の嵩上げ措置は、平成30年度までの時限措置とする。)
- (3) エネルギー回収能力増強事業を、交付対象事業から除くこと。
- (4) 施設整備に関する計画支援事業の交付率を、原則1/3にすること。(ただし、高効率ごみ発電施設、高効率原燃料回収施設又は廃棄物処理施設を平成25年度以前より継続して実施する事業並びに基幹的設備改良事業(交付率1/2)に係る事業は、交付率を1/2とする。)
- (5) 廃棄物処理施設の整備に係る地域単位での総合的な調整の下で長寿命化を推進するため、廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を、新たな交付対象事業(交付率1/3)とすること。